

2011年度 民事訴訟法講義

17

関西大学法学部教授
栗田 隆

証拠（1）

1. 不要証事実
2. 証拠の意義
3. 証拠の申出と採否（[180条](#)・[181条](#)）

不要証事実（[179条](#)）

- **当事者間に争いのない主要事実** これは、弁論主義の第2命題により裁判所を拘束するので、証拠調べは不要となる。
- **裁判所に顕著な事実** 裁判所にとって証拠調べをするまでもなく明白で、真実性が客観的に担保される事実（主要事実のみならず、間接事実等であってもよい）
 1. 公知の事実
 2. 職務上知りえた事実

T. Kurita

2

当事者間に争いのない間接事実等

- [179条](#)前段は、弁論主義の第2命題に依拠する規定であるので、「当事者が自白した事実」は主要事実に限られる。
- 当事者間に争いのない間接事実や補助事実は、[179条](#)前段の対象外となるが、裁判所が、証拠調べをすることなく弁論の全趣旨により（当事者間に争いが無いということ自体により）、その事実を認定することは許される（[247条](#)）。

T. Kurita

3

[179条](#)前段についての別の説明

[179条](#)は、不要証事実の範囲を定めた規定であり、弁論主義の第2命題（自白の拘束力）の対象外である間接事実等にも適用される。

	直接事実	その他の事実
自白の拘束力 （弁論主義の第2命題）	○	×
不要証拠 （ 179条 前段）	○	○

顕著な事実と当事者の主張の要否

- 顕著な事実であっても、主要事実は当事者によって主張されなければならない。
- 間接事実・補助事実が裁判所に顕著である場合には、当事者からの主張がなくても裁判の基礎資料とすることができる。
- ただし、裁判所は、その点について両当事者と認識を共有するように配慮すべきである（必要に応じて釈明権を行使する）。

T. Kurita

5

人事訴訟における例外

- 人事訴訟の訴訟手続では、訴訟の円滑な進行よりも真実の発見がより重視される。
- 人事訴訟では、[179条](#)前段の適用はない（[人訴19条](#)1項。[179条](#)後段の適用はある）。

T. Kurita

6

証拠の意義

裁判所による事実認定のための材料

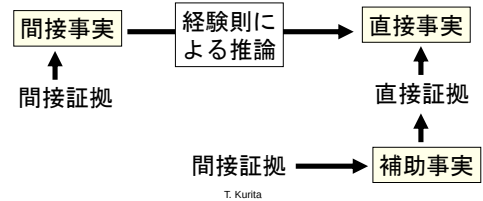
- 証拠方法 証拠調べの対象となる有形物
- 証拠資料 裁判所が証拠調べの結果獲得した内容(証言、鑑定意見、当事者の陳述、文書・準文書の内容、検証の結果)。
- 証拠原因 裁判所が事実の存否につき確信を抱くに至った根拠。

T. Kurita

7

直接証拠と間接証拠

- 直接証拠は、主要事実(直接事実)の証明に直接役立つ証拠である。
- 間接証拠は、間接事実または補助事実の証明に役立つ証拠である。



T. Kurita

8

証拠方法と証拠調べの方法

証拠方法の分類		証拠調べの方法
人証	証人	証人尋問(190条以下)
	当事者本人	当事者尋問(207条以下)
	鑑定人	鑑定(212条以下)
物証	文書・準文書	書証(219条以下)
	検証物	検証(232条以下)

T. Kurita

9

証拠調べの方法の選択

- ある証拠方法にどの証拠調べの方法を用いるかは、次の2つのことにより定まる。
 1. 証拠方法の種類
 2. 当該証拠方法から得ようとする情報
- 例 人から証拠資料を得ようとする場合に、得ようとする情報がその人の記憶の中にある場合には、証人尋問・当事者尋問の方法が用いられる。しかし、その情報がその人の身体的特徴の場合には、検証の方法による。

T. Kurita

10

証拠の申出(180条、規則99条)

証拠の取調べを求める申立てを証拠の申出という(180条)。次のことを特定し、両者の関係(立証趣旨)を具体的に明示することが必要。

1. 証明主題の特定 180条では「証明すべき事実」の語が用いられているが、同じ。
2. 証拠方法の特定 例外: 鑑定に関しては、鑑定人を特定する必要はない。鑑定人は裁判所の知識の補助者として、裁判所が指定するのが建て前だからである(213条。214条にも注意)。

T. Kurita

11

証拠の申出の時期(180条2項)

- 証拠の申出は期日前でもできる。これは証拠調べの実施について事前の準備を必要とするもの(例えば、証人の呼出)についての規定である。
- 当事者が所持する文書についての書証の申出は、口頭弁論・弁論準備手続の期日において文書を提出する方法によりなすべきである(219条。規則137条1項で裁判所に提出するものについても「書証の写し」の文言が用いられていることに注意。同139条も参照)。

T. Kurita

12

最判昭和37. 9. 21

- 文書の原本を郵送しても書証の申出とはならず、当事者が期日に出頭して証拠調べの申出をしない限り、裁判所はこれを取り調べる必要がない。
- 拳証者が、控訴状とともに証拠文書(領収書)を裁判所に郵送したまま口頭弁論に終始出頭しなかった場合に、その証拠文書の提出があったとされなかった事例。

T. Kurita

13

訴状送達前の証拠申出も許される

- 例: 交通事故を原因とする損害賠償請求事件において、刑事事件の記録の送付嘱託(226条)の申し出。
- 証拠申出書は、裁判所が訴状と共に証拠申出書を送達する(規99条2項・83条の例外措置となる)。

T. Kurita

14

証拠の申出の撤回

- 証拠調べの開始前は申出人の自由である。
- いったん証拠調べが始まると、証拠資料は証拠共通の原則により相手方の有利にも斟酌されるので、相手方の同意がなければ撤回できない。
- 証拠調べが完了した後は、証拠申出を撤回することはできない(最判昭和32. 6. 25)。

T. Kurita

15

証拠の採否(181条)

- 証拠調べをするか否かは、裁判所が決定する。
- 不必要な証拠は、採用しなくてもよい(181条)。
 1. 証すべき事実が重要でなく、あるいは証明を要しない場合
 2. 争点の判断に不必要な証拠
 3. 申出人が費用を予納しない場合
 4. 証拠調べにつき不定期間の障害がある場合(181条2項)。長期の障害がある場合も、これに準ずる。

T. Kurita

16

唯一の証拠

当事者がある争点について申し出た唯一の証拠は、双方審尋主義の建て前上、取り調べるのが望ましいが、常に取り調べなければならないというわけではない。

T. Kurita

17

証人・当事者本人の集中証拠調べ(182条)

- 証拠の取調べは、事実関係を把握し、争点を発見・整理するために必要な場合があり、当事者の弁論と証拠調べとを並行して行うことは、許されなければならない(証拠結合主義)。
- 現行法は、これを基本的に認めつつも、証人・当事者本人については、争点整理後に集中的に行うことを要請している。法定代理人や代表者の尋問も、同様である。規100条も参照

T. Kurita

18

当事者の立会権と不出頭の場合の取扱い(183条)

- 証拠調べの主体は、裁判所であり、裁判所が証拠資料を得れば、それで証拠調べの目的を達することができる。
- 当事者は、証拠調べに立ち会う権利を有し、裁判所は、証拠調べにも当事者を呼び出さなければならない。
- 呼出しが適法になされていれば、証拠調べは当事者双方が出頭しない場合でもすることができる(183条)。

T. Kurita

19

証拠調べの主体と場所について

- 原則 受訴裁判所(合議体の場合には構成員全員)が口頭弁論の期日に法廷でおこなう。
- 例外
 1. 弁論準備手続における書証(170条2項・171条1項)
 2. 裁判所外での証拠調べ(185条・195条)
 3. 大規模訴訟における裁判所内での受命裁判官による証人尋問(268条)

T. Kurita

20

裁判所外における証拠調べ

- 公開の原則から離れることになるが、一定の場合に許される。
- 受命裁判官あるいは受託裁判官がする場合には、直接主義の原則からも離れることに注意
- 要件
 1. 原則規定 185条
 2. 特則 195条
- 口頭弁論への上程 裁判の基礎資料とするためには、口頭弁論期日において報告(上程ないし顕出)することが必要である。

T. Kurita

21

口頭弁論期日での結果報告

- 証拠調べの結果は、口頭弁論において報告されることが必要である(顕出または結果陳述)。
- この報告により、裁判所、当事者および(潜在的な)傍聴人が裁判の基礎資料を共有することになる。

T. Kurita

22

結果報告＝口頭弁論への上程

- 裁判所による顕出 報告は、証拠調べの主体としての裁判所が行ってよく、裁判所が行う場合を「顕出」という。
- 当事者による結果陳述 弁論主義の要請は、当事者が証拠申出をした時点で充足されており、裁判所が結果報告しても問題はないが、それでも証拠申出をした当事者またはその相手方に結果報告をさせるのが弁論主義の理念にかなう。これを「結果陳述」という。

T. Kurita

23

口頭弁論への上程が必要なものの例

- 調査嘱託回答書
- 書面尋問の回答書
- 書面鑑定(215条)における鑑定書
- 受訴裁判所が期日外に実施した証拠調べ(185条1項前段)の結果
- 受命裁判官又は受託裁判官による証拠調べ(185条1項後段)の結果

T. Kurita

24

証明の2つの意味

- 証明 裁判官が要証事実の存在につき「通常人として合理的な疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持った状態」を証明という。
- 証明＝挙証＝立証 裁判官がこのような心証（心理状態）をもつように、当事者が資料を提出することも証明（あるいは挙証・立証）という。注意：
◎「挙証者」（220条2号3号・229条4項）
×「証明者」

T. Kurita

25

調査の嘱託(186条)

- 官庁その他の団体に保存されている記録等から明らかになる事実について、裁判所が当該団体にその事実の報告を依頼すること
- 嘱託をする者
 1. 国内の団体に対しては、裁判所書記官(規則31条2項)
 2. 外国の団体に対しては、裁判長(規則103条)

T. Kurita

26

調査の嘱託を受ける者と協力義務

- 団体に限られる（個人は除外されている）。
- 日本の官庁または公署は、正当な拒絶理由がない限り、調査の嘱託に答える義務を負う（公法上の一般的義務であると説かれる）。
- 私的な団体は、そのような義務を負わない。
- 嘱託を受けた者が調査の嘱託に応じない場合には、当事者には、文書提出命令の申立てあるいは証人尋問の申し出をする道が残されている。

T. Kurita

27

職権嘱託

- 調査の嘱託は、裁判所が職権ですることができる。
- 当事者には申立権はないが、職権の発動を求める申立てはできる。

T. Kurita

28

187条の審尋と87条2項の審尋

- 87条の2項の審尋は、弁論に代わるものである。審尋される者は手続の主体であり、自己に有利な主張をなし、他人の主張に反論し、証拠を提出することができる。
- 187条の審尋は、証拠調べに代わるものである。審尋される者は、原則として、裁判所または当事者からの質問に答えるだけである。

T. Kurita

29

疎明(188条)

- 疎明は、事実の存在が一応確からしいとの認識を裁判官が持った状態を意味する。
- 裁判官が疎明の水準の認識をもつように、当事者が資料を提出することも疎明という。

T. Kurita

30

疎明で足りる事項

- 疎明の水準の蓋然性(一応の確からしさ)で要件の充足を認めて法規を適用することは、明文の規定がある場合にのみ許される。
- 例:
 1. 規則10条3項(除斥・忌避の原因の疎明)
 2. 35条1項(特別代理人の選任申立における損害をうけるおそれの疎明)
 3. 91条2項・3項(訴訟記録の謄写等を請求する第三者の利害関係の疎明)

T. Kurita

31

疎明の証拠方法

- 即時に取り調べることができる証拠方法に限定される(188条)。
 1. 文書は、持参する。
 2. 証人は、一緒に連れていく(同行証人)。

T. Kurita

32